

騒音トラブル現状整理 (A号室・B号室)

対象部屋

A号室、B号室（隣接）

状況：両部屋は隣接。音の発生源はB号室南側の部屋に設置されたエアコン室外機。

音の原因：エアコン室外機のモーター音。

騒音基準（判断基準）

日中：55dB以上 → 騒音の可能性あり 夜間：45dB以上 → 騒音の可能性あり

調査依頼内容

B号室のエアコン室外機稼働時の音の大きさを測定してほしい。

当自治会常備の騒音計を使用し、第三者による客観的な測定を依頼する。

音に悩まされているA号室の方が高齢者であるため、エアコンの異音が原因でなく、本人に自覚はなくとも音過敏（ハイパーカシス）、聴覚過敏症（ミソフォニア）、自閉スペクトラム症（ASD）などの症状を患っているデリケートな問題である可能性がある。福祉と連携するが必要な可能性があるために御社に仲裁をお願いしたい。

調査場所

B号室のエアコン室外機が設置されている部屋。

本来はA号室での測定が望ましいが、まずはB号室で実施。

隣接するA号室では、同等またはそれ以下の数値になるはず。

測定条件と想定値

- ①エアコン使用・窓を閉めた状態 日中であれば40dB前後が正常値。
- ②エアコン使用・窓を開けた状態 日中であれば53dB前後が正常値。
- ③バルコニー設置のエアコン室外機の動作音 正常であれば55～60dB程度。
65dB以上であれば劣化・故障の可能性あり。

考えられる原因と対応

A：B号室のエアコン室外機の故障・劣化

測定条件①が45dB以上、または③が65dB以上の場合。

原因：エアコン室外機の劣化。

対応：夜間基準値をオーバーした騒音に相当する可能性が高いために買い替えが必要（夜間にエアコンを使用しないのは現実的ではない）。東京都のエアコン補助金対象世帯であれば、補助金を活用して更新を推奨。

B：A号室が窓を開けて生活している場合（特に夜間はエアコンを使わずに窓を開けて過ごす高齢者は多い）

測定条件①が45dB未満の場合。

原因：窓を開けて過ごしているため、周囲の室外機音がダイレクトに聞こえるのは当然。

対応：窓を閉め、エアコンを使用して過ごすことが唯一の解決策となる。エアコンがない場合は東京都の助成金を活用して設置することを推奨する。

C：上記A～Bに該当しない場合

A号室住民が音に対して過敏に反応しており、集合住宅での今後の生活に支障をきたす可能性が高い。高齢者であるため、ケアマネージャーや福祉関係機関との連携をして状況の説明を含めた対応をお願いしたい。